○厚生労働省国土交通省令第一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号及び第二条第七号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ニ(3)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年二月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一―四―二三

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百項の次に次の一項を加える。

101　次に掲げる規則は、廃止する。

規則九―一三〇
規則九―一三一
規則九―一三二
規則一五―一六

（平成二十五年二月十五日施行）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一三二（平成二十四年四月一日における号俸の調整）の項を削る。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一三二（平成二十四年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）に基づき、平成二十五年四月一日における号俸の調整に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年二月十五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一三三

平成二十五年四月一日における号俸の調整

（平成二十五年四月一日において号俸の調整を行う職員）

第一条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。次項において「給与改定特例法」という。）附則第八条第二項の人事院規則で定める年齢は、三十九歳とする。

2　給与改定特例法附則第八条第二項の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　平成二十五年四月一日（以下「調整日」という。）において三十一歳以上三十七歳未満の職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

二　調整日において三十七歳以上三十九歳未満の職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

3　前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一　平成十九年一月一日において規則九―八―五七（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第六項の規定により読み替えられた規則九―八―六一（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十七条若しくは規則九―八―五七附則第八項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、同規則附則第六項中「第三十七条第一項、第三項第一号」とあるのは「第三十七条第三項第一号」と、「同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（給与法第八条第七項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第八項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは「、切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）

イ　平成十九年一月一日から調整日までの間に、規則九―八第二十三条第三項、第二十六条第二項（同規則第二十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第四十三条の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

ロ　平成十九年一月一日から調整日までの間に、俸給表の適用を異にする異動又は俸給表の適用を異にしない規則九―八別表第二に定める初任給基準表（規則九―八―六九（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―八別表第六に定める初任給基準表を含む。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「俸給表異動等」という。）をした職員

ハ　平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事院の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事院の定めるこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）